

歯科公衆衛生の在り方

現在まで、歯科医師会の公衆衛生活動は6月4日の虫歯予防デーを中心とした活潑に行なわれてきた。又、僻地診療も長年に亘って熱心に行なわれ、社会一般からも、それなりに高い評価を受けてきている。しかし本来の公衆衛生活動は各地区の開業医によって、日暮診療活動を通して行なわれるものであり、この方面的努力は、個々の歯科医によって地道に行なわれているにまかねばならず、いまだ正当な評価を受けられないのである。ところが最近になって社会的にも地域の公衆衛生の充実が要求されるようになり、その端的な現われが保健所歯科への歯科医、歯科衛生士の配置という形となってきた。

○地域歯科保健の考え方

最近、名医学術部主催で行なわれた講演会で、慶應大学医学部の柳原教授は、上記の様なテーマで講演され、その中で、地域歯科保健の意味を、「医療は人間の全生活を包括したものでなければならぬ」ということから出発し、『管理医学の名のもとに臨床医学と公衆衛生との1つの体系への統合』ということを云ふれ、『地域に密着した開業医の参加する教育や指導と予防処置、さらに治療までのつながり』といった意味の公衆衛生活動の新しい展開を述べておられる。

この新しい時代の展開に際し、歯科医師会は会員にこれから公衆衛生活動の在り方を示す必要にせまられており、会員も又それを待望している。

○5年前の歯科保健問題懇談会の報告

1974年、厚生大臣の諮詢に答えて、日本歯科医師会は歯科保健問題についてこの報告を立てたが、その中から要実をピックアップしてみると、次の様なものであった。

- 地域歯科保健対策の確立。
- 歯科保健研究体制の確立。

- ・母子歯科保健体制の確立、
- ・学校歯科保健体制の確立、
- ・産業歯科衛生の充実、
- ・老人歯科保健対策の確立、
- ・むし歯予防法あるいは歯科保健法(仮称)の制定。
- ・口腔保健協議会の設立。

等々の公衆衛生の基本的な問題点を提起している。

- ・歯科医師会は自ら報告した内容を実現すべく、10年後20年後の公衆衛生のビジョンを打ち立て、それに向って努力をあげて努力すべき時である。

以上のことから、これから公衆衛生の在り方は、すでに大筋は立てられていふと見えるので、残された問題は地方の歯科医師会がその基本線に沿って、その地域にふさわしい将来の公衆衛生のあるべき姿を描き出し、その実現に向て、早急に一步をふみ出すことである。

I. 地域歯科保健の未来像

1. 未来像を考えるうえで、前提となる認識

(1) 歯科疾患の特異性

最近の歯科医学の成績をみると、歯科の大疾患の一つである歯周病については、拠点医療の考え方、管理医学の考え方をもつてすれば、人間の成長期に合致した手段を構じることで、予防が可能であり、今一つの脳膜症についても、ある程度までの予防管理が可能となってきた。

(2) 医療保険の歯科の特異性

人生の終りの日まで、自己の自然の歯牙を推持できる可能性があるとすれば、歯科医療の目標は当然それに向むけなければならぬし、日常の診療活動もそれに沿つたものとなるべきである。従つて、歯科の医療保険の内容も、予防に関するものが大半に取

入るべきであり、その方が国民医療の立場に立ってみても効果的、且つ合理的である。

2. 具体的な未来像

歯科疾患の特異性にまとづき、医療保険の歯科の特異性が認められた時、そこにはかかれる姿は次の様なものとなるであろう。

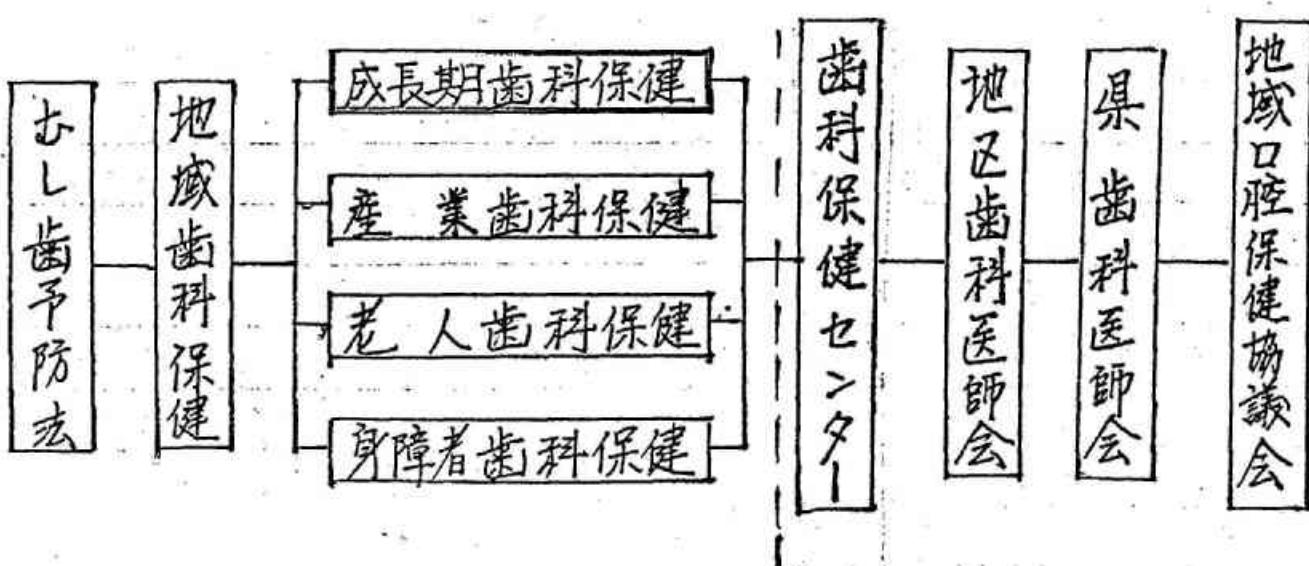
- (1) 各地区の保健所、あるいは歯科保健センターでは定期的に母親教室、育児相談、栄養指導、歯みがき教室、情報パネルの展示、ビデオ放映、フッ素塗布、図書室、その他市民サービスが行なわれる。又、ここでは地域の開業歯科医の歯科保健に関する研究を行なわれる。
- (2) 幼稚園、保育園では養護教員、或いは歯科衛生士が常勤しており、子供の急救処置、健康管理、フッ素塗布、歯みがき練習、等の保健サービスが行なわれる。
- (3) 小、中学校、高校では、常勤又は非常勤の歯科医、歯科衛生士があり、歯科衛生教育、生活指導、フッ素塗布、初期う蝕の治療といった歯科衛生サービスが、全て保険医療の全額給付の中に行なわれる。
- (4) こうした保健衛生サービスの進んだ社会では、その方面に医療保険の資金の大半が使われてしまうため、成人の歯科医療は予防を含めた治療の一部にだけ医療保険が適用され、大半の充填物、被覆物は自己責任にて開業歯科医で治療を受けることになる。
- (5) 産業方面では業務上の歯科疾患は全て労災保険の適用を受け、業務外は全て一般社会人と同様の扱いを受けることになる。
- (6) 自活能力のない老人は全ての歯科医療サービスを無料で受けられることになり、各地区に地域の開業医が何らかの形で治療に当たる老人歯科医療センターがあり、老人福祉の一翼を担うことになる。

(7) 身障者、ねたきり老人等の福祉関係の歯科医療は、児童福祉法、老人福祉法等にとづく、多額の公的補助を受けて特殊法人の運営する巡回診療車等の自宅診療サービスを受ける。

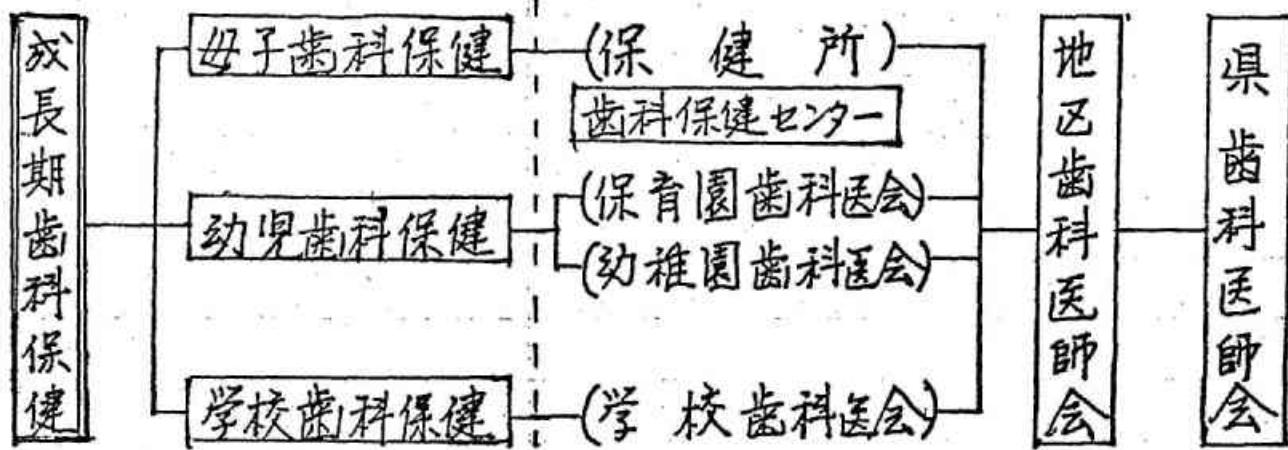
以上の様なビジョンをえかいてみた上で、現実に歯科医師会が、その具体化を計るとなると、数々の法的問題、行政の問題、財政の問題等々、からみ合い容易なことではなくなる。しかしそれらの諸問題の解決を不退転の決意でまとめて取り組みながら、まず現状でやれることから手をつけなくてはならない。

ここでもう一度、ふり返って、地域歯科保健を如何に進めらるかを考えてみると、まずは手のつけやすいところから、即ち次に述べる成長期歯科保健を具体化することが最も適当であると思われる。

地域歯科保健の進め方、組織図(1)



地域歯科保健の進め方・組織図



Ⅱ. 成長期歯科保健

歯科医師会が地域歯科保健を考える場合、その施策が最も効果を發揮するために、人間形成期に当る、胎児から高卒までの未成年を系統的に一括して対象とすることが最も合理的であると思われる。

・成長期歯科保健という新しい区分を考えた理由

う蝕症を歯質の面から考えるとき、萌出向かない乳歯、永久歯は口腔内において未熟な状態から次第に石灰化され強化される。従って母体内の歯芽発生から始まつて、全永久歯萌出後数年を経過した高卒時の18才まで、特に公衆衛生面の保護する必要がある。一方、この成長期間にある子供のう蝕を治療の面から考えてみると、たとえ罹患したう歯を治療するだけでは解決できない多くの問題がある。即ち、胎児にあっては母体の健康度が、幼児にあっては家庭における日常の歯とか食生活が、児童、生徒にあっては学校を中心とした社会環境等が複雑にからみ合い、個人の正常な発育を妨げ、口腔内の環境を悪化させる。従ってこの時期のう蝕を含めた口腔疾患の治療は、個人の或いは社会的な

環境の改善までを含めた統合的な医療が要求されていく。以上の理由から予防を中心とした口腔衛生は、この時期を重要なに考えて行うべきであり、ここに成長期歯科保健五箇条会の基本的な重要課題として挙げられる様に期待をもって提案しておきます。

以下、この成長期歯科保健を3つの時期にわけて、各時期の今後の課題を考えてみると次の様になります。
(現状と)

1. 母子歯科保健と今後の課題。 (現状)

母子歯科保健は胎児から3歳までの期間を対称とするが、この時期は、全面的に母親に対する教育、指導を中心であり、現在は保健所歯科において妊娠婦指導、1.5歳健診、3歳健診やツラミ塗布といったことが行われている。

・今後の課題。

今後、歯科医師会としては、各方面、特に産科、小児科の協力を得て、母親教室に対する取り組みをもっと強めに行ない、保健所歯科に対しては母子歯科保健の専門家チームを組織して側面から応援していく体制を作る必要がある。

2. 幼児歯科保健と今後の課題。 (現状)

幼児歯科保健は保育園児、幼稚園児を対称とするが、この時期の子供はまだ、ほとんど“あらゆる面で”母親の保護下にある。しかし保育園、幼稚園といった集団生活の場を持つていて、この方面からの母親に対する歯科医の働きかけが可能である。そしてこの時期に対して、歯科医は2つの面で大いに活躍できる場面ある。その一つは母親に対する育児指導であり、もう一つは幼児に対する徹底した健康管理である。

しかし残念なことに歯科医側の働きかけは充分でなく成長期歯科保健の中で大きな空白になってしまっている。